

第2号議案

— 憲法・地方自治を生かした、21世紀初頭の自治労連の目標と提言 —

「こんな地域と日本をつくりたい」(構想案)

「こんな地域と日本をつくりたい」(構想案)の中央委員会への提案にあたって

この構想案は、2004年8月の第26回定期大会で第3号議案として提案し、職場討議をすすめ、2005年1月の中央委員会で決定することとしていました。大会での提案のあと、地方組織での学習会や自治研集会などで積極的にこの提案が討議されました。

大阪市労組では「こんな大阪市と日本をつくりたい」を作成しました。提案した構想案をベースにして、「いきず文化・歴史が息づく、持続可能な(サステナブル)都市=大阪市をめざす」を加えたものとなっています。これを冊子にして、職場、地域に配布して意見、感想を求めるとりくみを始めています。第5回東京自治研集会は「こんな東京をつくりたい—平和で安心して暮らせる豊かなまちを—」のスローガンで開催されています。

また情勢の大きな変化として、「三位一体の改革」のもとですすすめられる地方財政危機を理由にして全国各地で経費節減だけを考えたその場しのぎの「行財政見直し計画」が作成され住民サービスや職員の切り捨てが進むことに対して、国が地方自治体の権限と財源を拡充することを求めるとともに、住民が生きいきと行政に参加し、地域の実態をもとに積極的な「地域づくり型」の行財政改革計画をつくることを加筆することにしました。

この「構想案」は当面「案」のままにし、討論や運動を通じて豊かに発展させるものであることを踏まえて中央委員会での決定をお願いするものです。

はじめに

私たちは、憲法改悪を阻止し希望ある21世紀をめざして『憲法と地方自治を生かした21世紀初頭の自治労連の目標と提言—「こんな地域と日本をつくりたい」(構想案)』を作成しました。

この構想案は憲法改悪という歴史の岐路にあたって、小泉内閣がすすめる「構造改革」の内容とねらい、問題点をくらしと地方自治、平和の側面から明らかにしながら、日本国憲法の理念と世界の流れに目を向けて、希望ある地域・自治体のあり方を考えたものです。

全体の構成は、はじめに特徴的な日本と地域の現状にふれながら、「いのちとくらし」「地方自治」「人権と平和」「自治体労働者」の4つの側面で「提言」しました。提言の内容もはじめに現状と問題を、その後に私たちの具体的提言を記述するように努めました。

日本国憲法は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とその前文で高らかに宣言したように、戦争のない世界をめざす世界の流れの中で生まれ、今また、21世紀の平和のルールを求める世界の新たな流れの中で輝きを増しています。

世界では、一部の富裕層とそれ以外の貧困層の拡大という「弱肉強食」の社会をめざすアメリカや日本の政治・経済に対して、ヨーロッパ・ラテンアメリカ・アジアでは、“ルールある経済社会”をつくること、地方自治の拡充、日本国憲法9条による平和の秩序など、「もう一つの世界は可能だ」(「世界社会フォーラムWSF」原則憲章第二章)の流れが大きな広がりをもっています。

この構想案は、政府に憲法を遵守すること、生かすことを求め、「もう一つの世界は可能だ」の世界の流れと呼応して、憲法と地方自治が生きる地域と自治体をつくることをめざして作成したも

のです。

私たちは、自治体職員及び首長・議員はもちろん、広く住民に提案し、討論と共同のとりくみをよびかけるものです。そのため、この「構想案」は当面「案」のままにし、討論や運動を通じて豊かに発展させるものです。

いま日本と地域はどうなっているのでしょうか

私たち地方自治体に働く職員は、日々の仕事を通して住民のくらしの困難さ、疲弊する地域の実態、荒れる森林や国土の実態などを目の当たりにしています。市町村合併が強要され、社会保障が解体され、農業が破壊され、地域を支えてきた保育所や自治体病院が統廃合や民営化されたら、人びとのくらしも文化もなりたたなくなってしまう。

いま日本の国のあり方と地方自治は重大な岐路にたっています。憲法改悪が当面の政治課題となり、2007年の参議院選挙を衆議院選挙と同時選挙にして、併せて憲法改正の国民投票を行うという政治日程が具体的に語られています。

小泉「構造改革」は、財界・大企業の利益とアメリカの意向を最優先に、国を挙げて日本の巨大資本のグローバル化を後押しする政策と、そして国外市場の多国籍大企業の保護を目的とした軍事大国化の方向での国の強化、憲法9条の「改正」をすすめようとしています。そのもとで地方自治体の再編も進められ、市町村合併から都道府県合併、そして道州制など自治体の「かたち」と、地方交付税制度など地方財政制度のあり方、さらに公務員の働き方の「なかみ」自体を変える大規模な地方制度改革が具体化されています。

そのもとで、金融・産業・労働法制・商業・農業など大企業の利潤追求にとって障害となるあらゆる「規制」をとりはらう「規制緩和」、年金・医療の給付の削減・負担の拡大を押し付ける社会保障の解体、「官から民へ」のスローガンのもと国・自治体の公的責任を放棄し、「官製市場の開放」を口実にすすめられる公的分野の営利化などが強引に進められました。その結果、トヨタなど日本の多国籍大企業は、リストラ効果によって史上最高の利益をあげ、富裕層の資産保有額は過去最高を記録する一方で、失業者・倒産件数は高水準を記録しました。世帯主の失業者が2年連続100万人を超え、貯蓄を持たない世帯が過去最高の21.8%に達しています。この5年間に正規職員が400万人削減され、年収が300万円以下のパート・臨時・非常勤など非正規労働者は1,200万人を超え、就業者全体の30%にも達しています。このような雇用・生活不安の増大は犯罪激増・凶悪化などの社会不安と無関係ではありません。

社会保障・人口問題研究所は、日本の人口は2007年をピークに減少に転じ、50年後にはいまの8割、100年後には半分の6、300万人にまで減少するという数字を明らかにしています。青年の失業率が11%を超える水準に達し417万人に及ぶフリーターが存在していることや、出生率が1.29と低下した少子化の進行は、日本の未来への警鐘となっているのではないのでしょうか。

「グローバル化」や「構造改革」によって、地方経済は深刻な空洞化に見舞われています。同時に三菱自動車に代表されるような頻発するずさんな品質管理や欠陥製品の隠蔽など、日本のもの作りの根底を揺るがす重大事故や不祥事も頻発しています。農業も、食糧自給率が40%まで低下し世界の中でも異常に低い状況です。まさに「多国籍企業栄えて、民も地域も国も滅ぶ」事態ではないのでしょうか。

私たちは国と国民を滅ぼすだけの小泉「構造改革」ではなく、国民、住民との対話と共同によって、人間が大切にされる希望ある国と地域づくりを願って以下のような地域・自治体づくりを提案します。

提言一 人々のいのちとくらしをささえる地域・自治体をめざします

憲法25条は、すべての国民に「健康で文化的な生活を営む権利」（生存権）を保障しています。ところが「構造改革」によって社会保障制度は後退させられ、くらしや地域経済の基盤が崩され、国と地方自治体の公的責任の放棄が一層すすんで、新たな大収奪の様相すら示しています。

完全失業者は300万人台、失業率5%前後の高水準で推移し、中小企業・自営業者の倒産が過去最高になっています。自殺者は5年連続で3万人をこえ、昨年は34,427人で過去最悪となりました。しかもこの内経済・生活問題を原因とする自殺は8,897人と大幅に増え、これも史上最悪となっています。

一連の労働法制改悪によって、正規労働者は400万人減少する一方、それがパート、アルバイト、有期雇用、派遣労働など不安定雇用におきかえられ、いまや雇用労働者の3人に一人が非正規雇用となっており、働くルールが破壊されています。

自民・公明両党によって年金制度の大改悪が強行されました。受給額が平均で月額46000円にすぎない国民年金しか受給していない高齢者が900万人、無年金の人も膨大な数にのぼっています。さらに国民年金の保険料を払っていない人が1000万人を超えています。今回の法「改正」は、年金制度全体の空洞化を打開するどころか、さらに空洞化を深刻にし、国民の「生存権」を破壊するものです。

私たちはこのような人の生命を軽視した非人間的な政治ではなく、人間らしく生きるために、人権、生存権を保障する社会保障を実施し、雇用を生み出し、地域経済を豊かに発展させる国と自治体をつくりまします。

・人間らしく生きるため、社会保障を拡充します

私たちは、福祉、医療、公衆衛生、社会保障に対しては、「自立自助」「相互扶助」「受益者負担」の名で公的責任を投げ捨てるのではなく、国と地方自治体の役割を明確に、財政と制度の面で充実させます。住民のくらしの実態や社会保障への願いを把握し、子どもたちや障害を持った人、高齢者が人間らしく生きるための社会保障制度を拡充します。最低保障年金の実現、生活保護制度の改善でくらしを支えます。

2003年にイギリス・ロンドン市長と労働組合（TUC）が貧困をなくすために積極的な共同行動を決めました。「貧困ライン」を社会的合意や国民的共通認識にして貧困をなくします。

・国土、環境、いのちと財産を守ります

地震や集中豪雨の被害が年々拡大しています。高層ビル建設などをすすめる都市再生でヒートアイランド現象は一層すすんでいます。

私たちは経済効率や大企業の経済活動優先ですすすめられる環境や自然の破壊、住民不在のまちづくりではなく、住民主体の持続可能なまちづくりの推進、国土や地域の安全、快適な環境の保持の立場から、住民のいのち、財産を守り、災害に強いまちづくりや自然エネルギーの活用をすすめます。吉野川可動堰に対して、上流の森林を「緑のダム」として生かすという住民と研究者が出した「代替案」などは日本の大規模水害に対する方策として検討に値します。

鳥取西部地震では鳥取県が個人補償制度を創設し、集中豪雨被災地の福井県も個人補償制度を作りました。こうした自治体の権能と共同を強め、災害被災者への公的支援制度を拡充します。

・地域産業を振興し、雇用を生み出します

無駄な大型公共事業中心の経済政策は地域経済を疲弊させ雇用も増やしません。青年が希望をもって生きてゆくことを保障するためにも地域・自治体の雇用対策は重要です。

私たちは社会保障や環境保全、農林漁業を再生し、「地産地消」の推進など地域産業振興を重視した政策をすすめることで雇用を増やし、地域内循環を生かした持続可能な地域経済を発展させます。

食料主権を回復し、価格・所得保障をすすめ、食料自給率を高め、安全な食料の安定的な供給をめざします。

・大企業の社会的責任を求め、働くものや中小商工業を守ります

地域住民の生活と経営に影響を与える大企業の大規模なリストラ（海外投資による工場閉鎖・解雇など）計画や大企業中心の経済政策の弊害を解決するため、私たちは大企業に社会的責任を果たさせることや、地域業者や住民の意見を反映し英知を集めて「地域経済振興条例（仮称）」を制定し地域産業振興計画を作成し、中小商工業者の経営基盤確立への支援、融資制度の新設・拡充などで地域産業の発展をめざします。「大店法」を改正し大型店の出店を規制します。

・国際労働基準へ到達させ、「働くルール」を確立します

経済のグローバル化のもとで、国際労働基準の遵守は当然のルールです。日本が世界に信頼される国として発展するためにも、私たちはILO条約や勧告、国連人権規約などを遵守を政府に求めます。

ILOは21世紀に入って、人権擁護と労働者保護の大切さを再確認した「ディーセント・ワーク～はたらく価値のある仕事の実現をめざして」の提起など新しい展開をみせています。私たちは「大量解雇規制指令」（事前協議義務）、「既得権指令」（企業譲渡指令：労働関係承継義務）「労使協議指令」「賃金確保指令」などを定めているEUに学んで、日本での確立・適用をすすめ、「働くルール」を確立します。

全国一律最低賃金制を改善させます。ILO94号条約にもとづき、公務・公共関連事業で働くすべての労働者の労務単価の明記など、公正・適正な執行を通じて「生活保障賃金」の確保を求める「公契約法」を制定し、自治体においては「公契約条例」を制定します。

・くらしをささえる公平な税財政制度を実現します

「年金や社会保障の財源」を口実にした消費税増税の動きが表面化しています。自民・公明両党の「税制改革大綱」では、2007年度をめどに「消費税を含む抜本的税制改革を実現する」が合意され、年金制度改革をめぐる自民、公明、民主の三党合意は、「社会保障制度全般について、税、保険料等の負担の在り方を含め、一体的に見直し」を行うことにし民主党も2007年度から「年金目的消費税」として、消費税を8%に引き上げるとしています。

消費税はその導入の時も、5%への増税の時も「年金など社会保障の財源」が口実にされました。しかし消費税が導入されてから社会保障はよくなるどころか改悪の連続でした。消費税は導入以来16年で148兆円になります。一方同じ時期に法人3税（法人税・法人住民税・法人事業税）は大企業減税や不況の結果、145兆円も減りました。金持ち減税の影響も大きく、所得税の最高税率も1986年には70～65%あったものが、1999年には37%と減税です。

近代的な税の大原則は、「所得の多いものは多く、少ないものは少なく」「生きてゆくために必要な生計費には税金はかけない」ということです。

私たちは消費税の増税ではなく、この大原則にもとづく公平な税制度をつくります。

・少子社会を克服し、子どもたちの声に耳をかたむけます

出生率は毎年最低記録を更新し、少子化は日本社会の深刻で危機的なゆがみとしてあらわれています。また多くの国民が不安をもち心を痛めている少年犯罪、いじめ、児童虐待、少女売春などの増加も、国民のくらしを痛めつけ、個人の生活も家族の一員としての責任も無視した「働かせ方」を野放しにした結果です。競争と管理の教育は子どもたちの成長と発達を妨げています。小泉改革のもとで高い失業率と不安定な仕事がひろがり深刻さを増しています。

私たちはサービス残業の根絶、長時間労働の是正をはじめ、人間らしく働くルールを確立、徹底すること、若者の安定した仕事づくりで自立して子どもを生き育てる経済的基盤をつくることをすすめます。同時に社会のゆがみや矛盾、困難を民主的に打開し、子どもを守る社会のルールを国民的な合意ですすめます。教育基本法を生かし、子どもたちの「意見表明権」（こどもの権利条約）や社会参加をすすめます。

提言二 地方自治を豊かにして、住民本位の地域・自治体をめざします

憲法の国民主権、基本的人権、恒久平和を支え、具体化するものとして地方自治が位置づけられました。地方自治憲章案は、「憲法が保障するこれらの権利は、地域での人びとの暮らしと営みのなかにこそ具体的に保障されなければなりません。それは、すべての人びとが、地域で生まれ、育ち、地域で人間としての営みを行い、その人生をすごすからです。」と憲法がその基本原則の一つに地方自治の保障を掲げた意義について触れています。そして地方自治法は「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を

広く担うものとする」(第一条の二)と地方自治体の役割を定めています。地方自治の主人公は住民であり、住民のための住民による自治が地方自治の大原則です。憲法92条は「地方自治の本旨」としてこのことを位置づけています。

しかしますますめられている市町村合併の強要と都道府県合併、道州制や「三位一体の改革」、自治体業務の市場化、ニュー・パブリック・マネージメントと言われる企業的自治体運営、すべての公的業務を競争原理に晒し、民間開放推進の横断的手法としての「市場化テスト」(官民競争入札制度)などの「自治体の再編」、規制緩和は、地方自治を否定するものです。あわせて多くの自治体でつくられている財政危機を理由にした「行財政見直し計画」は経費節減だけを考えたその場しのぎの計画で、将来への展望が見えないものが増えてきています。

私たちは国が地方自治体の権限と財源を拡充することを求めるとともに、住民が生きいきと行政に参加し、地域の実態をもとに積極的な「地域づくり型」の行財政改革計画をつくり、自治体職員は憲法15条が定める「住民全体の奉仕者」としてその専門性を発揮して、住民本位の地域・自治体をつくります。

・住民自治を貫きます

強制的な市町村合併、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない(憲法95条)」の規定を弾力化して国会の議決だけで可能とした都道府県合併、そして財界の強い意向ですめられる道州制は地方自治と相容れません。

憲法95条に定められた住民の投票は「広島平和記念都市建設法」(1949年8月6日施行)の制定にあたり初めて行われました。市町村合併の是非を住民投票できめるという流れも本流になっています。

私たちは地域・自治体のあり方を幅広く議論し、合併の是非は住民投票で決めることを求めます。政府・都道府県による市町村合併の強要、権限・役割・財源保障の縮減等をやめさせ、また都道府県の合併構想策定事務は自治事務であり、政府・総務省に都道府県の自主的判断を尊重させます。

・「地域づくり型」の行財政改革計画づくりをすすめます

計画づくりの前提は実態の把握、職場の総点検です。地域の実態や自治体の規模など「身の丈」にあった財政運営かどうか、住民や地域のニーズに見合った事務事業になっているか、また職員の配置なども適切かどうかなど、住民と職員参加で独自調査をとりくみます。自治体労働組合として地域のウォッチング、地域アンケートや住民との懇談をおこなって住民がかかえている問題や要求をつかみ地域課題を把握することなどもおこないます。

政府が推進する様々な事業についても自治の立場で見直します。行き過ぎたり、地域にあっていない国の補助事業を見直します。

そして、すべての事務事業を住民の目線で点検・評価し、職員参加で見直し、タテ割りではなく横断的にとらえて、守るべき事業と、大胆にカットする事業を明確化することや優先順位をつけ、「地域づくり型」計画づくりをすすめます。

・自治基本条例(仮称)を制定し、清潔で住民参加をすすめます

私たちは憲法に規定された民主主義の原則をさらに発展させ、「民主的・清潔・ガラス張りの自治体」を実現するため、国民の知る権利の保障・充実、情報公開・住民参加・住民投票制度の確立などを含む自治基本条例(仮称)を制定します。

住民基本台帳ネットワークは凍結し、自治体当局に対しては住民のプライバシー保護の立場から「不参加」の表明と個人情報保護法や条例の制定など個人情報保護を徹底します。

・人権や生存権保障の立場から公的責任で業務を拡充します

コストや市場原理優先の立場から自治体業務の民営化、民間委託、企業参入がすすめられています。しかし地方自治法第一条でも明確にしているように、地方自治体の行政は、単に能率ではなく、「民主的にして能率的な行政の確保」であり、国民主権の立場から、その生存に必要な権利・利益を実現してゆくという点にその存在意義(公共性)があります。

私たちは住民の人権や生存権保障の立場から公的責任による業務の拡充をはかります。

・地方自治を生かした地域・自治体を保障する国をつくります

以上のような地域・自治体をつくるためには、国が生存権を保障するナショナルミニマムの設定と、財政的責任を負い、地方自治体との民主的協力関係の確立が求められます。地方自治法第一条の2第二項では、「地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」と定めています。

ところが小泉内閣は、ナショナルミニマムはすでに達成され、また「個性を競い合う＝自治体間競争の時代」に入ったとして、地方交付税の削減など財政責任を放棄し、併せて合併の強要と規制緩和、「地方自治制度の弾力化」で地方自治を破壊しようとしています。

私たちは地方自治を拡充するための国の責任と民主的関係をめざします。確実に税源移譲を実施させ、あわせて地方交付税は財源保障機能と財政調整機能を併せもつ制度として引き続き堅持、充実させます。

提言三 人権、民主主義を尊重し、平和を発信する地域・自治体をめざします

地方自治は、憲法に保障された人権、民主主義、そして平和的生存権を住民の身近なところで実現することを使命としています。こうした地方自治の立場から非核・平和の自治体を求める運動が進められ、非核宣言自治体は、自民党のたびかさなる妨害にもかかわらず全自治体の75%を超える2514自治体（日本非核宣言自治体協議会調べ）に広がり、日本政府に核兵器廃絶条約の締結を促進するよう求める自治体決議も1488自治体にのぼっています。（2000年10月現在）

そしていま憲法改悪が重大な局面を迎えています。自民党、民主党は、憲法「改正」試案を05年中にまとめ、憲法「改正」を問う国民投票法案を公明党とともに05年の国会に提出し、2007年の国政選挙で憲法改正の国民投票を行うという政治日程が具体的に語られています。こうした「戦争する国づくり」と連動して、東京都の教育現場の異常な「日の丸」「君が代」の押し付けなど教育への管理と統制も強化されています。小泉内閣は、来年の通常国会に「教育基本法」の改悪をめざすなど、教育を「戦争する国づくり」に動員する策動を強めています。また有事法制によって、自治権と地域住民の平和的生存権を脅かすものを拒否する権利が奪われ、11の府県で現職の自衛官が危機管理担当として配置されています。

一方、広島市長が会長をつとめる「平和市長会議」は、2020年までの核兵器廃絶をめざし、緊急行動への支持を呼びかけました。2月には欧州議会が、7月には「全米市長会議（約1200都市が加盟）」が支持を決議しました。

私たちは「非核神戸方式」を全ての港湾都市で実現することなど、「核兵器廃絶」「軍事基地の撤去」などを世界の大きな流れとも連動しながら自治体からの平和外交をすすめ、非核・平和の地域・自治体をめざします。

・日本国憲法9条を生かし、平和を発信します

憲法9条をめぐる国民世論は、いずれの調査を見ても「憲法9条改悪に反対」（「朝日」で60%）が多数意見です。「改憲」「有事法制」「海外派兵」「教育基本法改悪」など、小泉内閣の危険な「戦争する国づくり」の流れに対して、多くの有識者が危機感を高め、大江健三郎、加藤周一、鶴見俊介、井上ひさし、澤地久枝氏ら9名が、憲法を生かし守る国民的な運動を呼びかけた「9条の会」の発足など、憲法を守る草の根からの運動を呼びかけた様々なとりくみが広がりつつあります。

1999年5月のハーグ世界市民平和会議では、「各国議会は、日本国憲法第9条のような、政府が戦争することを禁止する決議を採択すべきである」ことを行動計画として確認しています。EU憲法の制定に際してイタリア議会下院がEU憲法に日本国憲法第9条の内容を明記することを求めたように、憲法9条の理念こそ世界の主要な流れです。

私たちは日本国憲法9条を中心とする「平和のルールづくり」をめざし、「戦争をする国」づくりへの改憲の策動をゆるさず、憲法擁護の広大な共同の構築をめざします。「アジアの一員」とし

て地域の平和、安定、繁栄に寄与します。基地も安保もない日本をめざします。

・憲法、教育基本法と「子どもの権利条約」を生かします

私たちは子どもと教育の危機を打開し、人間として大切にされる学校教育を実現するため、憲法、教育基本法と「子どもの権利条約」をあらゆる場で生かします。憲法19条は「思想及び良心の自由」を定めています、この立場からも学校などでの「日の丸」「君が代」の強制は許されません。国民の内心の自由を尊重します。侵略戦争を美化し、憲法を否定する「新しい歴史教科書をつくる会」等の教科書を許さず、史実を伝える活動をすすめます。

・真の男女平等社会をつくりま

憲法14条、24条、44条は、「法のもとの平等」「両性の平等」「女性の参政権」を高く掲げています。真の男女平等達成には、家庭・職場・地域・学校・議会等、人間の生活にかかわる全ての分野において人権を保障させることが重要です。

私たちは国連「女性差別撤廃委員会勧告」を踏まえ、性別役割分業意識をなくし、政策・方針の立案、決定の場への女性の参加促進、積極的差別是正、人間らしい働くルールの確立などの実現をめざします。

・民意が正しく反映する選挙制度の実現など民主主義を広げます。

国民の意思と国会がこれほど乖離しているのは選挙制度に大きな問題があります。

私たちは小選挙区制を廃止し民意が正しく反映する選挙制度をめざします。18歳からの選挙権を求めます。

金権・腐敗政治の根絶にむけ、企業・団体献金は禁止します。また憲法に違反する政党助成金は直ちに廃止します。

選挙活動の自由・政治活動の自由を阻害する法律は廃止し、公務員労働者の政治活動・選挙活動の自由を保障します。

提言四 住民生活の繁栄と地方自治の発展を住民とともにすすめる自治体労働者を

憲法第15条は「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とされています。「全体の奉仕者」とは、自治体職員でいえば「地域住民みんなのためにつくす人、がんばる人」のことです。国民・住民の苦しみを我がこととして感じ、受け止めることです。同時に憲法99条の公務員の憲法擁護尊重義務規定にもとづいて自治体に就職するすべての人は、「憲法を擁護し尊重すること、全体の奉仕者として職務を民主的にして能率的に運営すること」を宣誓しています。つまり「みんなのためにがんばります」と宣誓して都道府県庁・市役所・町村役場に入っているのです。

ところが自民党政府はこの全体の奉仕者という憲法の規定を否定し、政府や自治体の中枢部に民間からの人材投入や、公務労働の担い手をそっくり変え、一握りのエリート正規職員と、そのもとに非常勤・嘱託・派遣などの不安定な身分の職員をおき、サービスの実施部門は、民間業者やNPOに委ねることを狙っています。また職員には一人ひとりを競争においたる仕組みを人事と賃金の両方から押し付け、住民に顔を向けるのではなく、上司や政府の顔を見て仕事をする“ひらめ”公務員を作ることすすめています。

一方で、多くの国民、住民からは「カウンターの外に出て住民の実態を知って欲しい」「自治体職員として知っている情報を正しく知らせて欲しい」「行政の専門家として一緒に街づくりを考えて欲しい」など、自治体職員と自治体労働組合に熱い期待を寄せています。いま全ての自治体職員と労働組合がこうした声にこたえ、住民と向き合い、情報を提供、共有し、地域に出て、ともに考えるとりくみをするのが求められています。

・公務員と公共部門を充実させ、あわせて住民の自主的運動と共同します

財政危機と「公私協働論」による民営化・民間委託と公務員の削減、非常勤化がすすみ、自治体業務を有償ボランティアにまかせたり、指定管理者制度のように、公的施設や自治体業務の本来の役割を否定して、NPO・民間企業に丸なげする動きが強まっています。

公務員は全体の奉仕者として生存権や発達権などの国民の基本的権利を担い、仕事を通じて地域の実態や住民のニーズをつかみ、制度・政策を改善する専門的、総合的役割をもっています。

私たちは、国際的基準から見て少ない日本の公務員や公共部門をさらに縮小するのではなく、なくてはならない存在として充実させます。同時にNPO、ボランティアなど住民の自主的運動が本来の役割を十分に発揮できるよう自治体にもとめます。そして自治体労働者と住民の共同を発展させ、住民自治、住民参加を積極的に保障する自治体をめざします。

・「住民全体の奉仕者」として職務に専念できる民主的公務員制度を

私たちは「住民全体の奉仕者」として職務に専念できる民主的公務員制度を確立します。憲法15条に規定する「全体の奉仕者」としての職務が遂行できる「身分保障」を明確に規定し、憲法28条が保障する労働基本権の実現をめざします。また、憲法21条が保障する基本的人権としての政治的・市民的自由の完全保障を求めます。

特定の個人・企業・政党政派に偏することなく公務の公平性・公正性・中立性・安定性を確保する制度の確立を求めます。

自治体行政のすべての段階・分野に職員の参加制度を確立するとともに、行政の腐敗など自治体内部の不正・違法な行為に対する「内部告発」、不法・不当な職務命令に対する「意見具申権」、さらに違法・不当、重大な瑕疵ある職務命令に従う義務のないことを明記し「内部告発者」等の保護を明確にします。

・地域経済や地方財政と、住民サービスに専念できる賃金を

人事院勧告制度を使った公務員賃金の抑制や財政危機を理由とした賃金や諸手当の切り下げが行われています。さらに「地域給」の導入が地方交付税を削減する手法として進められています。

私たちは公務員賃金が地域における労働者の賃金の底上げや均等待遇の実現など住民のくらしと地域経済の再生にとって重要な意義を持っていることに確信を持つと共に、自治体と公務・公共業務を担うすべての労働者が、安心して住民のための仕事をすすめることができ、力を合わせてその専門性や経験が生かせる賃金、労働条件を確保します。

「住民全体の奉仕者」として、地域や住民の事態や願いに向き合った仕事をすすめるとともに、自治体労働組合に団結して、住民との共同をすすめ、住民本位の自治体づくりをすすめる公務員をめざします。